住宅ローン【離婚・相続対応型】

商品名	住宅ローン【離婚・相続対応型】
対象者	・日本国籍を有している方、または日本に永住することを許可されている方 ・満20歳以上満70歳未満の方で完済時満80歳未満の方 ・団体信用生命保険に加入可能な方 ・同一企業に5年超お勤めの方 ・同一事業を5年超営んでいる方 ・前年年収100万円以上で安定継続した収入がある方 ・当金庫の会員資格を有する個人の方 (1) 当金庫の営業地区(神奈川県横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、愛甲郡愛川町、東京都大田区、東京都町田市)に居住している方 (2) 当金庫の営業地区内の事業所に勤務している方 (3) 当金庫の営業地区内に事業所を有する会社役員の方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・対象物件が当金庫の営業地区内にある方 ・対象物件に居住しており、本件後も継続居住される方 (注) 営業地区内であっても、対象物件・住所が取扱店舗から遠方の場合、取扱できないことがあります。
資金使途	【離婚型】 ・離婚に伴う元配偶者の持分買取資金 ・離婚に伴う住宅ローンの借り換え資金 ※住宅ローンの借り換えは、手数料等の負担が小さい通常の住宅ローン商品で対応できる場合があります。 【相続型】 ・相続に伴う他の相続人からの不動産持分買取資金 ・相続に伴う他の相続人への代償金支払資金 ※原則として自己が居住し、本件後も自己が居住し続ける物件に関する資金のみが対象となります。
ステップ融資	 ・通常の審査でお取り扱いできない方については、「住宅ローンステップ融資申込時確認書」を提出していただくことで、さらに広範囲な審査基準で審査を行い通常の融資と同様の金利体系でお取り扱いいたします。 ・ステップ融資をご利用いただく場合には、別途手数料が必要となります。
融資金額	100万円以上2億円以內

融資期間	2年以上35年以内 ※総合的に判断して2年以上50年以内とできる場合があります。
融資利率	 ・お借入当初に「よこしん住宅ローンプライムレート」を基準とする変動金利型または固定金利型のいずれかを選択していただきます。 ・変動金利型の場合、固定金利特約(3年、5年、10年)を付帯させることもできます。 ※お借り入れ時の金利につきましては、窓口にお問い合わせください。
返済方法	 毎月元利均等割賦返済とし、ご融資額の50%を限度としてボーナス併用返済もご利用いただけます。 ・融資日から1年を上限として元金返済の据え置きも可能です。ただし、据え置き期間中も利息については毎月お支払いただきます。 ・4月1日および10月1日現在の住宅ローンプライムレートを基準とし、金利の見直しを行います。4月1日基準の融資利率は7月返済分から、10月1日基準の融資利率は、翌年の1月返済分から適用されます。 ・利率に変動があった場合は、返済額の中の元金分と利息分の割合を調整することとし、5年間は返済額を変更しません。返済額の見直しは5年ごとに行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。 ※変動金利に関する詳細は店頭及びホームページに用意しております「住宅ローンの金利変動リスク等に関するご説明」をご参照ください。 ・当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合には、原則として期日に一括返済していただきます。
返済日	お客様の任意の日
団体信用生命保険	団体信用生命保険に加入していただきます。 ・「がん団信」をご利用の場合、ご融資金利は適用金利に年 0.1%上乗せした利率となります。 ・「ワイド団信」をご利用の場合、ご融資金利は適用金利に年 0.3%上乗せした利率となります。なお、保険会社の審査によっては上乗せ利率なしでご契約いただける場合があります。 ・「3 大疾病団信」をご利用の場合、ご融資金利は適用金利に年 0.3%上乗せした利率となります。 ・「就業不能団信」をご利用の場合、ご融資金利は適用金利に年 0.4%上乗せした利率となります。 ※ 「3 大疾病団信」「就業不能団信」「がん団信」「ワイド団信」の加入は、お借り入れ時点で満 51 歳未満の方に限ります。
保証人	保証人は原則不要ですが、対象物件の共有者等必要となる場合があります。
担保	対象物件に当金庫を抵当権者として第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※先順位のローンがある場合には、ローンを完済して抵当権を抹消していただく か、当金庫で借り換えていただく必要があります。

ご融資実行時に別途、以下の手数料をご負担いただきます。また、契約書印紙代 手数料 をご負担いただきます。 • 不動產担保取扱手数料…55,000円(消費稅込) 新規実行手数料…2,200円(消費税込) ・ 特殊住宅ローン取扱手数料…融資金額の5.5%(消費税込)【通常の住宅ロ ーンと本商品を合算してご利用いただく場合(借り換え資金と持分買取資金 等)、特殊住宅ローン取扱手数料は本商品のご利用部分のみにかかります。】 ※ステップ融資をご利用いただく場合のステップ融資取扱手数料は、お取扱金額 ×2. 2% (消費税込)となります。 ※融資を繰上返済された場合でも手数料はお返しいたしませんので予めご了承く ださい。 保証料 なし 対象物件購入時の重要事項説明書、建築確認申請書 必要書類 ・売買契約書・遺産分割協議書・和解調書・確定判決文等の売買金額・代償金支 払額が確認できる書類 ※当金庫が必要とする事項が記載された書類が必要となり、裁判所で作成した 書類などの公的な書類、弁護士・司法書士等に依頼して作成した書類が対象 となります。書類を未作成の場合は、当金庫の提携司法書士事務所を紹介い たしますので、個別に依頼して作成してください(費用はお客さまの負担と なります)。なお、書類作成は後日とし、先行して融資の仮審査を受けること ができます。 · 収入確認書類 (源泉徴収票、確定申告書控) ※前年の課税証明が取得できない期間(1月~5月)は前年分と前々年分の2年分 の収入確認書類をご提出いただきます。 ※法人役員または個人事業主(事業所得のある方)は3年分の収入確認書類をご提 出いただきます。 ・会社役員の方は経営法人の決算書3期分 ·公的所得証明書類 (課税証明書等) ・住宅ローンの返済予定表および返済用預金通帳 (お借り換えの場合) 自己資金の確認書類 • 不動産登記簿謄本 ・顔写真付本人確認書類 (運転免許証、個人番号カード等) • 健康保険証 • 納税証明書 • 住民票 実印 ・その他、当金庫の審査において必要となる書類 等 苦情処理措置 • • 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時 紛争解決措置 ~17時、電話:0120-828-833) にお申し出ください。 •紛争解決措置

神奈川県弁護士会(電話:045-211-7716)、東京弁護士会(電話:03-3581-

	0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	 ・お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・印紙税・抵当権設定費用が別途必要となります。 ・融資金は原則として購入先等への振込みによってお支払いただきます。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。 ・各種手数料は繰上完済や一部繰上返済を行った場合でも返戻しません。

② 横浜信用金庫